

#### ④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。
- したがって、所要額が措置されるよう道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。

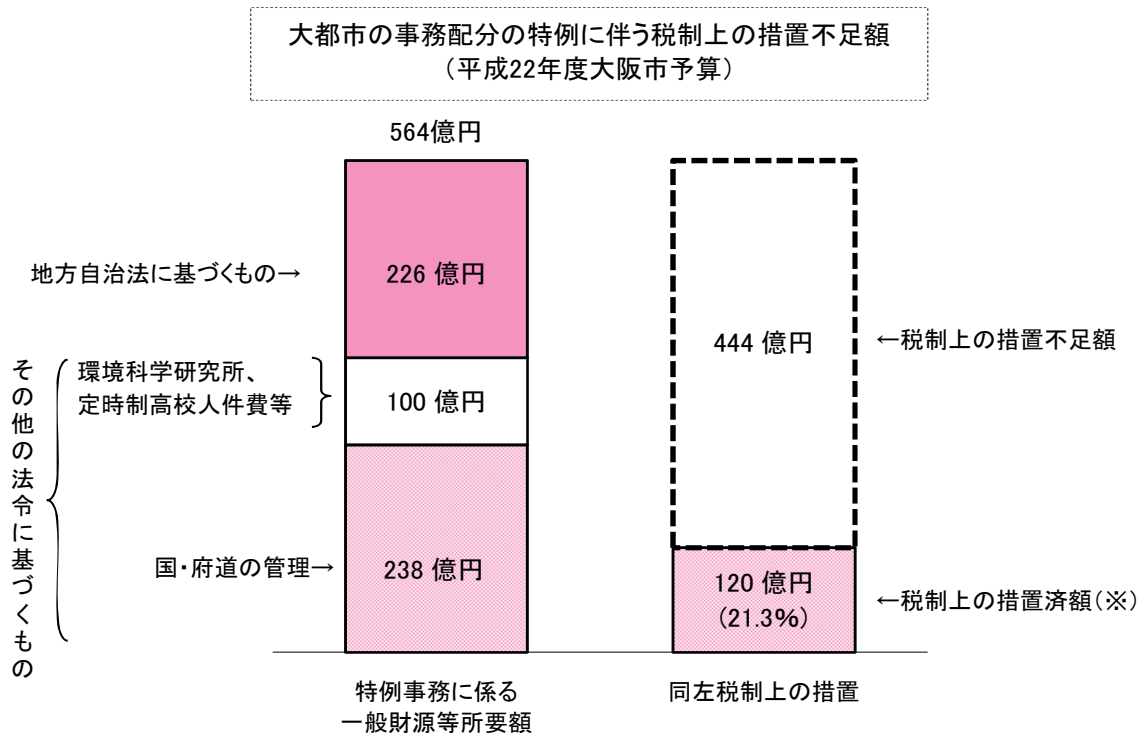
#### 大都市の事務配分の特例

##### ◆地方自治法第252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- |           |                   |                |
|-----------|-------------------|----------------|
| ・児童福祉     | ・母子家庭及び寡婦福祉       | ・精神保健及び精神障害者福祉 |
| ・民生委員     | ・老人福祉             | ・結核予防          |
| ・身体障害者福祉  | ・母子保健             | ・都市計画          |
| ・生活保護     | ・障害者自立支援          | ・土地区画整理事業      |
| ・行旅病人・死亡人 | ・食品衛生             | ・屋外広告物規制       |
| ・社会福祉事業   | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 |                |
| ・知的障害者福祉  | ・墓地、埋葬等規制         |                |

##### ◆その他の法令に基づくもの

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ・国、府県道の管理        | ・定時制高校人件費 |
| ・衛生研究所           | ・土木出張所    |
| ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等         |



※ 別途、大都市の特例として発売できる宝くじの収益金(平成22年度大阪市予算166億円)を含めてもなお不足が生じている。